

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので、公告する。

令和4年4月27日

一般財団法人広島県環境保全公社
理事長 森 永 智 絵

1 業務内容

(1) 業務名

広島県環境保全公社廃棄物等受入管理システム構築業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年9月30日まで

(4) 履行場所

一般財団法人広島県環境保全公社

本社：広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ4階

箕島管理事務所：福山市箕沖町107番1

出島管理事務所：広島市南区出島四丁目1番4号

(5) 事業予算額

13,138千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の告示日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の告示日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって、「15 情報通信 55C システムの設計・開発及び55D システムの保守・管理」の資格を認定されている者であること。

3 公募型プロポーザル手続き等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-0037 広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ4階

一般財団法人 広島県環境保全公社 工務課 電話番号 (082) 544-2364

イ 交付期間

令和4年4月27日（水）から令和4年5月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る。当社のホームページからダウンロードする。又は、郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和4年5月17日（火）午後5時（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律[平成14年法律第99号]第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準じるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザルの参加資格の確認結果の通知

令和4年5月19日（木）までに通知する。

(3) 提案書の提出

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和4年5月26日（木）午後5時（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、当社の廃棄物等受入管理システム構築業務の業者選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、廃棄物等受入管理システム構築業務説明書に記載した項目を対象に評価を行う。

(3) 結果の通知

令和4年6月1日（水）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と契約した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「15 情報通信」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者として履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約

保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の可否

要

(5) その他

広島県環境保全公社廃棄物等受入管理システム構築業務説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-0037 広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ 4 階

一般財団法人 広島県環境保全公社 工務課

電話番号 (082) 544-2364 ファクシミリ (082) 544-2362

電子メール somu@khk-hiroshima.or.jp